

「アジア相互確証依存安全保障」(A-MAD)」に基づく

日本からの核軍縮・不拡散政策

10の提言

(案)

2009年9月

日本共同安全保障イニシアティブ¹

概要

オバマ米新政権が、2009年4月プラハ演説で「核兵器のない世界」にむけて取り組むことを発表して以来、日本では「核の傘」に依存しつつ「核廃絶」にどう取り組むべきか、また非核保有国として唯一核燃料サイクルの保有している国として、原子力平和利用と核不拡散の両立をどう進めるべきか、について議論が続いている。私たちは、安全保障、平和・軍縮、原子力、核不拡散等を専門とする研究者として、「核兵器のない世界」をめざしつつ、かつ現実的な政策提言を日本政府、ならびに世界に向けて提出することを目的に、独立の研究グループを2009年1月に立ち上げた。本提言は、その研究成果に基づき、アジアにおける核軍縮・不拡散政策について10項目の具体的政策提言をまとめたものである。

本提言の基本的概念として、「アジア相互確証依存安全保障」(Asian Mutually Assured Dependence : A-MAD) を新たに提唱し、軍事力に基づく安全保障から相互依存枠組みに基づく安全保障へと移行することにより「核兵器のないアジア」を確立することを目指す。また、原子力分野では、「軍事転用核物質に依存しない原子力」をめざし、「普遍性」「透明性(検証可能性)」「経済合理性」の3原則に基づく、あらたな「核燃料サイクル多国間管理」構想を提唱した。

本研究プロジェクトは、国際交流基金日米センター、東芝国際交流財団、日本パグウォッシュ会議、米国パグウォッシュ会議から助成を受けて実施された。メンバーは個人の立場でプロジェクトに参加しており、本提言内容はプロジェクトメンバーの所属する団体・組織の意見を必ずしも代表するものではない。

¹ 大学、研究機関などの研究者が本研究のために設立した独立の任意研究グループ。代表：鈴木達治郎（東京大学公共政策大学院客員教授、(財)電力中央研究所社会経済研究所研究参事兼務） tatsu@pp.u-tokyo.ac.jp、メンバーは巻末参照

10 の提言

[1] 核の先制不使用宣言

核の役割を狭義の旧MADの範囲、すなわち核使用の抑止に限定する。「拡大抑止」の下にある日本も、地域での核兵器国の核兵器の先制不使用宣言を歓迎する

[2] 米中の軍備管理・軍縮交渉

米中の核軍縮の進展を受けて、中国が核不拡散条約（NPT）の下での義務を果たし、実効的な核の軍備管理軍縮枠組みの下で核削減に取り組むよう求める。このために緊密な日米協力を維持・推進する

[3] アジアにおける多国間軍備管理・軍縮交渉の開始

核の役割低下が、北東アジアとその周辺での非核兵器の軍拡につながらないように、地域における協調的安全保障システム、軍備管理軍縮の枠組みについて協議し、合意をめざす。

[4] 供給チェーン管理（Supply Chain Management）の強化

域内の非合法貿易や、核の闇貿易等を防止し、不拡散政策に実効的な措置を付与することを目的に、拡散行為のみを不拡散政策の標的とするのではなく、製造者から最終使用者に至る供給チェーンの健全と安全を担保する措置を設ける。

[5] 核軍縮・不拡散教育の強化

被爆体験をはじめ、核の脅威の認識を広めるための核軍縮・不拡散教育を日本がリーダーシップをとって進める。

[6] 余剰軍事転用核物質の削減

軍事転用核物質の増加につながらないように、既存プルトニウム削減優先、国際プルトニウム処分プログラム、余剰ゼロ原則の3点を提言する。

[7] 核燃料サイクル施設の国際化と共同備蓄設立

濃縮・再処理施設は、例外なく「国際化」（多国籍化）するとともに、その施設を国内に所有するインセンティブを減少させるための共同備蓄（いわゆる国際燃料バンク）を供給・被供給国の共同で設立する。

[8] 原子力産業の自主規範と核不拡散・軍縮基金の設立

原子力産業は、自らの行動規範として、[1] 核兵器の研究開発、製造、取得、利用に参加しない [2] 機微な技術は移転しない [3] 核物質管理・安全確保のためベストプラクティスを目指す、の3原則を「核不拡散・軍縮行動規範」として確立し、規範を満たす企業に優先的に融資する「核不拡散・軍縮基金」を設立する

[9] 日本の核燃料サイクル政策の根本的見直し

現在停止中の六ヶ所再処理施設の将来については（1）国際化を検討して継続するか（2）停止を含めた見直しなど根本的見直しを検討する。濃縮施設については競争力を高めて国際化を検討する。

[10] 軍事転用可能な核物質を使わない原子力発電システムの研究開発イニシャティブ

長期的には、高濃縮ウランとプルトニウムを使わない原子力平和利用システムの開発に向けて、例えば化学濃縮法や、海水ウラン、トリウム燃料などの研究開発を日本がリーダーシップをとって進めていく。

A.アジアの非核化にむけての提言

1. 核の先制不使用宣言

核の役割を狭義の旧MADの範囲、すなわち核使用の抑止に限定する。「拡大抑止」の下にある日本も、地域での核兵器先制不使用宣言を歓迎する。

(1) 北東アジアにおける通常兵器のバランスを考慮すると、現在の北朝鮮による攻撃に対して日米が報復する能力は、通常兵器で担保されている。北東アジアの戦略的な相互不信を克服するために、米国による戦略的曖昧性政策を解消し、中国の核軍拡、核による威嚇外交の可能性を政治的に払拭していく必要がある。

(2) 北東アジアにおいて安保理決議 984 に定められた消極的安全保証の取り決めに具体化するための努力を行う。核不拡散条約 (NPT) に入り、追加議定書も批准している北東アジアの非核国 (現時点では日本、韓国) に対し、あらゆる状況の下で核兵器国は核攻撃をしないという趣旨の措置 (条約を含め) の構築を目指す。これらの措置があれば、地域を不安定にする選択肢 (非核三原則の見直しなど) をとることはない。

2. 米中の軍備管理・軍縮交渉

米中間での核の役割を縮小すべく、米口の核軍縮の進展を受けて、中国がNPTの下での義務を果たし、実効的な核の軍備管理軍縮枠組みの下で核削減に取り組むよう求める。このために緊密な日米協力を維持・推進する。

(1) 中国が核先制不使用を「公式な政策」としていることから、米中間で核先制不使用協定を交渉するなど、米中の戦略・軍備管理対話を促進させる。

(2) 包括的核実験禁止条約 (CTBT) 批准に米中が歩調を合わせて取り組む。カットオフ条約の早期締結でも協力する。

(3) 米中で対立してきた宇宙への兵器配備禁止条約の交渉を早期に開始し、締結する。ミサイル防衛のあり方についても、米中、さらには日本、韓国も交えて、「予測可能性」を高める合意を形成する。

(4) また、日米両国は北朝鮮の核放棄のプロセスで考慮される核技術や物資の漏えい等を防止するため、協調的脅威削減 (Cooperative Threat Reduction) 計画を提案し、関係各国の参加を求める。中国の軍備拡張の題目の一つである台湾問題の解決を図りつつ、海洋戦略に関する米中摩擦を回避する戦略的対話を進める。

3. アジアにおける多国間軍備管理・軍縮交渉の開始

核の役割低下が、北東アジアとその周辺での非核兵器の軍拡につながらないよう、地域における協調的安全保障システム、軍備管理軍縮の枠組みについて協議し、合意をめざす。

(1) 域内の安全保障秩序を維持する中で核の役割を下げる場合、日米同盟を基軸とした通常兵器による抑止力・防衛力の維持が必要である。こうした軍事的能力の維持は、軍拡競争の結果として得られるものであってはならない。

(2) 軍備管理軍縮においては、欧州通常戦力条約（CFE）をモデルとし、国防予算の透明化（統一算定基準の作成）、装備調達の情報開示、軍の配備状況（含移動）の相互通報、演習の相互査察、公海における海上事故防止協定の締結などが含まれるべきである。

(3) 米中の核軍備管理軍縮が、地域の不安感の増加につながることは回避すべきである。このため、オバマ政権が地域の安全保障を目的として検討している各種措置を支持し、その推進に積極的に貢献する。さらに、核軍縮を進めるなかで、それと関連付ける形で各国のミサイル防衛政策についても再検討を行う。

4. 供給チェーン管理（Supply Chain Management）の強化

域内の非合法貿易や、核の闇貿易等を防止し、不拡散政策に実効的な措置を付与することを目的に、拡散行為のみを不拡散政策の標的とするのではなく、製造者から最終使用者に至る供給チェーンの健全と安全を担保する措置を設ける。

(1) UNSCR1540 で挙げられた不拡散措置の法的正当性を確保するため、国連安保理事会、もしくは国連総会において、条約化も含めた新たな国際的措置を検討する

(2) 供給チェーンの最終段階に位置付けられる、最終使用者に関する情報収集および共有のための枠組みを設ける。非合法活動に関与する使用者及び中間流通者に対する処罰規定において、国内法の域外適用に関する検討を進める。これは、第三国移転に関する域外適用にも援用できる体制を構築することが望ましい。

(3) 公海上の査察・臨検措置について、日米が中心となり、国際法に則って、PSIの後継の措置を検討すべきである。PSI後継措置では、その他の不拡散措置との連携を強化し域内各国の包括的な参加を求めるべきである。

5. 核軍縮・不拡散教育の強化

被爆体験をはじめ、核の脅威の認識を広めるための核軍縮・不拡散教育を日本がリーダーシップをとって進める。

(1) 被爆体験の風化が進みつつあり、核の脅威に対する認識が低下しつつある。早急に、被爆体験のさらなる発信を含め、核の脅威の認識を正確に、かつ分かりやすく啓発するプログラムが必要である。

(2) また、自然科学、社会科学の領域をまたがり、核軍縮・不拡散教育にさらに積極的に取り組む必要がある。唯一の被爆国として日本がこの分野でリーダーシップをとることが重要だ。その原資のひとつとして、後述する「核軍縮・不拡散基金」を活用する。

B. 核燃料サイクルの新たな国際枠組みへの提言

6. 余剰軍事転用核物質削減にむけて

軍事転用核物質の増加につながらないように、既存プルトニウム削減優先、国際プルトニウム処分プログラム、余剰ゼロ原則の3点を提言する。

(1) 既存のプルトニウム削減を優先し、それまでは使用済み燃料は再処理せずに、拡散リスクも低いオンサイトの乾式貯蔵を優先する。

(2) 既存のプルトニウム削減を加速するため、事業者は「余剰プルトニウム」を自主的に国際原子力機関に拠出し、プルトニウム所有国が共同で「国際プルトニウム処分プログラム」を設立する。事業者は、エネルギー等価分の低濃縮ウランを2.5で提言する国際共同備蓄より受け取る。処分は、国際入札で、「最小輸送、最小コスト、最短期間」の原則で処分事業者（コンソーシアム）に発注する。そのコストは、プルトニウム所有国で分担する。

(3) 「余剰ゼロ原則」の国際規範化を図るため、濃縮サービス、再処理サービスについては、「需要（燃料を用いる原子炉、時期、量）」を明記し、その需要が明記されない限り、サービスの提供を行わないことを国際規範とする（IAEA ガイドラインとして採用する）。

7. 核燃料サイクル施設の国際化と共同備蓄設立

濃縮・再処理施設は、例外なく「国際化」（多国籍化）するとともに、その施設を国内に所有するインセンティブを減少させるための共同備蓄（いわゆる国際燃料バンク）を供給・被供給国の共同で設立する。

（1）燃料サイクル（濃縮・再処理）施設について、事業者は（A）国内に設立するが、他国からの出資を求めて国際施設とする（B）国内には設立しないが、他国の施設に出資して共同所有者となる（C）どの国の施設にも出資しないで国際市場から調達する、の3つのオプションから、選択する。研究開発施設も同様の基準とする。

（2）低濃縮ウラン、天然ウランの供給国・被供給国は、共同で国際備蓄を設立する。共同という意味は、上記（A）（B）が主要な在庫費用を拠出し、物理的な備蓄は（C）次に（B）に優先的に設置する。備蓄取り崩しも（C）が最優先権利を保有する。燃料が不足する事態が発生した場合、IAEAが調整役となって、備蓄に余裕ある国が不足している国に市場価格で供与することとする。また、（A）は、自らが供給する燃料の使用済み燃料について、非常時の貯蔵能力提供を保証する。

8. 原子力産業の自主規範と核不拡散・軍縮基金の設立

原子力産業は、自らの行動規範として、[1] 核兵器の研究開発、製造、取得、利用に参加しない [2] 機微な技術は移転しない [3] 核物質管理・安全確保のためベストプラクティスを目指す、の3原則を「核不拡散・軍縮行動規範」として確立し、規範を満たす企業に優先的に融資する「核不拡散・軍縮基金」を設立する

（1）日本は、原子力産業を国内に所有する国によびかけ、民間銀行と協力して上記3原則を順守する企業を対象に投資を行う「核不拡散・軍縮ファンド」を設立する。基金は3原則遵守のための途上国におけるキャパシティ・ビルディングの向上にも役立つよう支援を行う。

（2）市民団体・核不拡散専門家などで上記順守状況を監視する国際共同ネットワークを設立する。

9. 日本の核燃料サイクル政策の根本的見直し

現在停止中の六ヶ所再処理施設の将来については（1）国際化を検討して継続するか（2）停止を含めた見直しなど根本的見直しを検討する。濃縮施設については競争力を高めて国際化を検討する。

（1）日本の核燃料サイクル政策は、混迷状態にある。これを機に、根本的な見直し

を図る。特に停止中の六ヶ所再処理施設は、プルトニウム需給の面からの必要性はない。使用済み燃料貯蔵能力を高め、国際施設とするか、または停止を含めてその将来の在り方を検討する。

(2) 濃縮施設については、アジア地域における需要増が見込めるのであれば、国際化を目指して、国際競争力の強化を図る。

10. 軍事転用可能な核物質を使わない原子力発電システムの研究開発を

長期的には、高濃縮ウランとプルトニウムを使わない原子力平和利用システムの開発に向けて、例えば**化学濃縮法**や、**海水ウラン**、**トリウム燃料**などの**研究開発**を日本がリーダーシップをとって進めていく。

(1) ウラン濃縮では、高濃縮ウランの作成が事実上不可能な「化学濃縮法」が日本で研究開発が進められてきている。また、海水ウランの回収技術開発も日本が進んでいる。これらを組み合わせれば、長期的にはプルトニウムを利用しないでも資源制約のない、また軍事転用可能な物質を生産しない原子力システムが可能となる。

(2) また、プルトニウム処分技術として、トリウムとプルトニウムを混合させた MOX 燃料にすれば、プルトニウム削減量は大幅に改善される。この研究開発は現在ノルウェー政府が出資して行われているが、日本も参加して「プルトニウム処分技術」として開発を進める。

(以上)

「日本共同安全保障イニシャティブ」メンバー

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 東京大学 | 客員教授 | 鈴木 達治郎 | (代表) |
| 一橋大学 | 准教授 | 秋山 信将 | |
| 広島大学 | 准教授 | 稲垣 知宏 | |
| 明治大学 | 講師 | 勝田 忠広 | |
| 立教大学 | 講師 | 黒崎 輝 | |
| 拓殖大学 | 教授 | 佐藤 丙午 | |
| 明治学院大学 | 教授 | 高原 孝生 | |
| 東京大学 | 博士課程 | 向 和歌奈 | |
| 日本軍縮学会 | 理事 | 吉田 文彦 | |